

### ③ 指針の位置づけ

本県は、県民が力を合わせ、本県の良い環境を保全、創造し、うるおいとやすらぎに満ちた群馬を築くことを目的として、「群馬県環境基本条例」（平成8年）を制定しました。同条例は、「環境学習の振興等による環境に責任を持つ人づくり」を目標の一つとしております（条例第9条）。

また、国は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年）を制定し、環境保全活動や環境教育の推進を図ることとしています。この法律により、県は、区域の自然的社会的条件に応じ環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針を定めることとされています。

本指針は、この条例及び法律に位置づけられるものです。

